

昭和音楽大学短期大学部学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 昭和音楽大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表）

第3条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修等を実施する。

2 前項の委員会については別に定める。

第2章 学科、収容定員及び修業年限

（学科及び収容定員）

第5条 本学において設置する学科及び収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
音 楽 科	100人	200人

（修業年限及び在学年限）

第6条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、学生は4年を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

（学 年）

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

3 学長は、事情により第1項に定める学期及び授業期間について変更することができる。

(休業日)

第9条 本学における休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 学園創立記念日 1月15日
- (3) 夏季休業日 8月1日から9月15日まで
- (4) 冬季休業日 12月23日から1月7日まで
- (5) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

2 学長は事情により前項の規定にかかわらず臨時に休業日を定め、または休業日の変更を行なうことができる。

第4章 教育課程、履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 本学において開設する教養・基礎科目、外国語科目及び専門科目に関する単位数は別表1のとおりとする。

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修、選択必修科目及び選択科目とし、2カ年に分けて履修させるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生の修業年限は3年又は4年とする。

3 長期履修学生は、長期履修期間に2年を加えた期間を超えて在学することはできない。

(履修科目の登録)

第13条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(単位の認定)

第14条 各授業科目を履修し、その試験に合格したものには、所定の単位を与える。ただし、授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定める規定により、学生が他の短期大学・大学及びその他の教育施設等における学修を、前条に定める既修得単位と併せて、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第58条の規定による科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた短期大学又は高

等専門学校の専攻科その他文部科学大臣が定める教育施設における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(学習の評価)

第17条 試験等による成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。

- 2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～0点	F

- 3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実技、実習及び実験については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により授業を行う場合は、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (5) 卒業公演等の授業科目については、学習の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(卒業の要件)

第19条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し次の1号から3号により62単位以上を修得しなければならない。但し、不足の30単位は次の何れの号より修得してもよい。

- (1) 教養・基礎科目 4単位以上
- (2) 外国語科目 4単位以上
- (3) 専門科目 24単位以上

(教育職員免許状)

第20条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。教職に関する科目と単位数は別表2のとおりとする。

2 本学の各学科において取得できる教員免許状の種類は次のとおりとする。

学科	取得できる教育職員免許状の種類
音楽科	中学校教諭二種免許状(教科・音楽)

(社会教育主事資格)

第21条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、本学に2年以上在学し、規定する単位の内から62単位以上を修得するとともに社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める社会教育に関する科目及び単位を修得しなければならない。本学が開講する社会教育に関する科目と単位数は別表3のとおりとする。

(司書資格)

第21条の2 司書となる資格を得ようとする者は、第19条に規定する卒業要件を充足し、かつ図書館法及び図書館法施行規則に定める図書館に関する科目と単位を修得しなければならない。本学が開講する図書館に関する科目と単位数は別表3の2のとおりとする。

(卒業の認定)

第22条 本学に2年以上在学し、第19条に定める単位を修得した者に対し、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第23条 卒業者に短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する規則は別に定める。

第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学することのできる者)

第25条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第26条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第27条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは選考のうえ、入学を許可することがある。

2 この場合、退学前に取得した単位の全部または一部をすでに取得したのものとして認めることがある。この認定は、教授会の議を経て学長が行なう。

(編入学・転入学)

第28条 他の大学等から編入学または転入学を希望する者がいるときは、第5条で規定する収容定員の範囲内で選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 編入学・転入学の場合に必要な手続きは別に定める。

(入学に関する手続き及び入学許可)

第29条 本学が行なう入学試験に合格した者は指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を納入し、本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第30条 入学を許可された者は、保証人1名を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は学生の在学中のいっさいの事項について責任を持つものとする。

3 保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(休学)

第32条 疾病その他やむをえない事情により3カ月以上就学することのできない者は、保証人連書のうえ学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第33条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第34条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第33条に規定する休学年限を超えた者
- (3) 授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡または行方不明の者

第6章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第36条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表4のとおりとする。

2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学等の場合の授業料・施設費)

第37条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料及び施設費全額を納入しなければならない。

2 授業料・施設費を分納した者が前期中に退学した場合は、未納の年額2分の1相当額を徴収しないものとする。

(休学の場合の授業料・施設費)

第38条 休学者についての授業料・施設費の扱いを次のとおり定める。

- (1) 授業料年額分を第1期、第2期に分納している場合、休学の理由が発生した当該学期の授業料は、これを全納するものとする。
- (2) 授業料年額分全納している場合、休学の理由が前期に発生した場合、第2期分に該当する授業料は、復学した年度の授業料の一部にこれを充当するものとする。
- (3) 復学した場合の授業料納入について、休学の理由が消滅し復学が認められた場合
 - (ア) 前期中に復学した場合、その年度の授業料年額に相当する額を納入しなければならない。
 - (イ) 当該年度後期から復学する場合は、第2期分の授業料はこれを全納するものとする。
- (4) 休学の場合の施設費について
 - (ア) 年間休学者は施設費年額の1/2額を納入するものとする。
 - (イ) 半期休学者は施設費年額の3/4額を納入するものとする。

(授業料・施設費の返還)

第39条 既納の授業料及び施設費は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 年額を納入した者が、前期中に退学した場合は、年額の2分の1相当額
- (2) 入学手続をした者が、指定の期間内に所定の手続きにより入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く全額

第7章 教職員組織

(教職員)

第40条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員等の職員をおく。

2 前項に定めるほかに、副学長を必要に応じておくことができる。

(教職員の職務)

第41条 教職員の職務は学校教育法及びその他の法令の定めるところによる。

第8章 教授会

(教授会)

第42条 本学に重要な事項を審議するため、教授会をおく。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、学長、副学長、学科長、教授、准教授及び専任講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会にその他の職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(教授会の招集等)

第44条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし学長に事故あるときはあらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第45条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第46条 教授会においては、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学則及び教学に関する諸規程の制定改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、復学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教授、准教授、講師、助教、助手等候補者の選考、任免、昇格等に関する事項
- (7) 教員の研究等に関する事項
- (8) その他教育研究上必要と思われる重要事項

2 教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第9章 科目等履修生、研究生及び外国人学生

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生として履修した科目に対し、試験の結果合格したものには、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(研 究 生)

第48条 特定の専門実技を研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障をきたさないかぎり、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第49条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考のうえ入学を許可する。

2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第50条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

(罰 則)

第51条 本学の学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 公 開 講 座

(公開講座の開設)

第52条 本学において必要があると認めるとき、公開講座を設けることがある。

第12章 図 書 館

(図 書 館)

第53条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

第13章 事 務 局

(事 務 局)

第54条 本学に事務局をおく。

2 事務局の組織及び職務分掌については別に定める。

第14章 学 生 寮

(学 生 寮)

第55条 本学に学生寮をおく。

2 学生寮に関し必要な事項は別に定める

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する収容定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

また、平成6年度以前の入学者の授業料は、それぞれ当該入学年度の学則による。

年度 学科等	平成7年度		平成8年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	265人	545人	265人	530人	185人	450人
器楽専攻	210人	420人	210人	420人	130人	340人
声楽専攻	55人	125人	55人	110人	55人	110人

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

なお、「ヨーロッパ社会と芸術Ⅰ」及び「ヨーロッパ社会と芸術Ⅱ」については、平成7年度以前の入学者も履修できる。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

また、第4条の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	245人	510人	245人	490人	165人	410人
器楽専攻	190人	400人	190人	380人	110人	300人
声楽専攻	55人	110人	55人	110人	55人	110人

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(1) 平成10年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) また、第4条の規定にかかわらず、平成11年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

音楽科	245 人	490 人	165 人	410 人
器楽専攻	175 人	365 人	95 人	270 人
声楽専攻	70 人	125 人	70 人	140 人

(3) (1)の規定にかかわらず別表Ⅰの授業科目のうち、別に定める科目については、平成10年度以前の入学者も選択科目として履修できる。

(4) 第19条第2項の単位数は平成11年度の入学者から適用する。また第20条の単位数については従前の学則により入学した者についても適用できる。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(1) 平成11年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) また、第4条の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学科等	平成12年度		平成13年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科 (器楽専攻) (声楽専攻)	245 人	490 人 (175 人) (70 人)	245 人	490 人	165 人	410 人

() は平成11年度入学者

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

(1) 平成12年度以前の入学者の授業料の金額については、当該入学年度の学則によるが、納入の時期については、平成12年度以前の入学者にも適用する。

(2) 教育課程については、平成12年度の入学者にも適用する。平成11年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

(3) 第4条の規定にかかわらず、平成13年度から平成17年度までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成13年度		平成14年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	210 人	455 人	210 人	420 人	165 人	375 人

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(1) 平成13年度以前の入学者の学納金の金額については、当該入学年度の学則によるが、納入の時期については、平成13年度の学則による。また、第44条第4号については、平成13年度以前の入学者にも適用する。

(2) 平成 12 年度から平成 13 年度までの入学者の教育課程については、平成 13 年度の学則による。また、平成 11 年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、教育課程については、平成 12 年度から平成 13 年度までの入学者については、平成 13 年度の学則により、平成 14 年度の入学者及び平成 11 年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(1) 平成 12 年度から平成 13 年度までの入学者の教育課程については、平成 13 年度の学則による。また、平成 11 年度の入学者及び平成 14 年度から平成 15 年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

(2) 第 4 条の規定にかかわらず、平成 16 年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 16 年度	
	入学定員	収容定員
音 楽 科	190 人	400 人

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(1) 平成 16 年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) 教育課程については、平成 12 年度から平成 13 年度までの入学者については、平成 13 年度の学則により、平成 14 年度から平成 16 年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(1) 平成 16 年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) 教育課程については、平成 12 年度から平成 13 年度までの入学者については、平成 13 年度の学則により、平成 14 年度から平成 16 年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(1) 平成 18 年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) 第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 19 年度	
	入学定員	収容定員

音 楽 科	140 人	330 人
-------	-------	-------

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

附則 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

附則 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第 21 条の 2 については、平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

附則 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第 21 条の 2 については、平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

附則 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第 21 条の 2 については、平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

附則 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第 5 条の規定にかかわらず、平成 27 年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 27 年度	
	入学定員	収容定員
音 楽 科	100 人	240 人

(1) 教養・基礎科目、外国語科目

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
教養・基礎科目	哲学			2
	文学			2
	美術史Ⅰ			2
	美術史Ⅱ			2
	経済学Ⅰ			2
	経済学Ⅱ			2
	日本国憲法			2
	音響学			2
	音声学			2
	情報機器演習			2
	体育理論			2
	体育実技			1
	芸術特別研究①	1		
	芸術特別研究②	1		
	芸特応用研究①		1	
	芸特応用研究②		1	
	音楽人研究			2
	音楽人基礎①		2	
	音楽人基礎②			1
	音楽心理学			2
	障がい児教育概論			2
	社会福祉概論Ⅰ			2
	社会福祉概論Ⅱ			2
	海外研修Ⅱ			3
	海外研修Ⅳ			3
	海外研修Ⅴ			3
	音楽活動研究①			1
	音楽活動研究②			1
	総合教養		2	
	ボランティア論			2
	日本文化史			2

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
外国語科目	基礎英語			4
	初級英語			4
	中級英語Ⅰ			2
	中級英語Ⅱ			2
	中級英語Ⅲ			2
	中級英語Ⅳ			2
	中級英語Ⅴ			2
	上級英語Ⅰ			2
	上級英語Ⅱ			2
	上級英語Ⅲ			2
	上級英語Ⅳ			2
	基礎ドイツ語			4
	初級ドイツ語			4
	中級ドイツ語Ⅰ			2
	中級ドイツ語Ⅱ			2
	上級ドイツ語			2
	基礎イタリア語			4
	初級イタリア語			4
	中級イタリア語Ⅰ			2
	中級イタリア語Ⅱ			2
上級イタリア語			2	
基礎フランス語			4	
初級フランス語			4	
中級フランス語			2	
上級フランス語			2	

(2) 専門科目

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	鍵盤音楽史			4
	和声学①	4		
	和声学②		4	
	対位法 I		4	
	音楽理論 (初級)	4		
	音楽理論 (中級)	4		
	音楽理論 (上級)	4		
	音楽理論 (特別)	4		
	作曲・編曲法		2	
	指揮法		2	
	作曲家・作品研究	2		
	音楽教養研究①	3		
	音楽教養研究②	3		
	卒業研究	2		
	音楽評論概説	4		
	音楽と社会	2		
	音楽美学		4	
	楽器研究	2		
	音楽教養特講	4		
	指導者基礎 I		2	
	指導者基礎 II		2	
	ピアノ I ①	6		
	ピアノ I ②	6		
	ピアノ①	4		
	ピアノ②	4		
	ピアノ II ①	3		
	ピアノ II ②	3		
	器楽 I ①	6		
	器楽 I ②	6		
	器楽①	4		
	器楽②	4		
	器楽 II ①	3		
	器楽 II ②	3		
	声楽 I ①	6		
	声楽 I ②	6		
	声楽①	4		
	声楽②	4		
	声楽 II ①	3		
	声楽 II ②	3		
	電子オルガン I ①	6		
	電子オルガン I ②	6		
	電子オルガン①	4		
	電子オルガン②	4		
	電子オルガン II ①	3		
	電子オルガン II ②	3		
	電子楽器研究	2		

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	合奏Ⅲ①			2
	合奏Ⅲ②			2
	合奏Ⅳ①			2
	合奏Ⅳ②			2
	電子オルガンアンサンブル①	2		
	電子オルガンアンサンブル②	2		
	合唱①	2		
	合唱②	2		
	舞台表現演習①		1	
	舞台表現演習②		1	
	合唱指導法①	2		
	合唱指導法②	2		
	スコアリーダーイング①		2	
	スコアリーダーイング②		2	
	歌唱法①	2		
	歌唱法②	2		
	伴奏法①		2	
	伴奏法②		2	
	伴奏実習		1	
	即興伴奏法		2	
	ピアノ演奏研究①	3		
	ピアノ演奏研究②	3		
	電子オルガン演習①	2		
	電子オルガン演習②	2		
	児童心理		2	
	音楽生理学		2	
	音楽基礎研究		4	
	身体表現法①		2	
	身体表現法②		2	
	ドイツ歌曲研究		2	
	ポピュラーヴォーカル II ①	3		
	ポピュラーヴォーカル II ②	3		
	ヴォーカル演習①		2	
	ヴォーカル演習②		2	
	西洋文化史 I		2	
	西洋文化史 II		2	
	基本ソルフェージュ i	2		
	基本ソルフェージュ ii	2		
	基本ソルフェージュ iii	2		
	視唱ソルフェージュ i	2		
	視唱ソルフェージュ ii	2		
	視唱ソルフェージュ iii	2		
	視唱ソルフェージュ iv	2		
	視唱ソルフェージュ v	2		
	視唱ソルフェージュ vi	2		
	合奏 I ①	4		

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	合奏Ⅰ②		4	
	合奏Ⅱ			2
	ヴァイオリンステップアップ①			2
	ヴァイオリンステップアップ②			2
	聴音ソルフエージュⅰ		2	
	聴音ソルフエージュⅱ		2	
	聴音ソルフエージュⅲ		2	
	聴音ソルフエージュⅳ		2	
	聴音ソルフエージュⅴ		2	
	聴音ソルフエージュⅵ		2	
	聴音ソルフエージュⅶ		2	
	総合ソルフエージュⅰ		2	
	総合ソルフエージュⅱ		2	
	総合ソルフエージュⅲ		2	
	総合ソルフエージュⅳ		2	
	総合ソルフエージュⅴ		2	
	総合ソルフエージュⅵ		2	
	総合ソルフエージュⅶ		2	
	総合ソルフエージュⅷ		2	
	鍵盤ソルフエージュⅰ		2	
	鍵盤ソルフエージュⅱ		2	
	鍵盤ソルフエージュⅲ		2	
	鍵盤ソルフエージュⅳ		2	
	鍵盤ソルフエージュⅴ		2	
	鍵盤ソルフエージュⅵ		2	
	鍵盤ソルフエージュⅶ		2	
	リトミック①			2
	リトミック②			2
	西洋音楽史		4	
	日本音楽概論Ⅰ			2
	日本音楽概論Ⅱ			2
	楽式論			4
	民族音楽概論Ⅰ			2
	民族音楽概論Ⅱ			2
器楽史		4		
オペラ史			4	
音楽療法概説			2	
音楽療法各論Ⅰ			2	
音楽療法各論Ⅱ			2	
バレエ①		4		
バレエ②		4		
バレエⅡ①		2		
バレエⅡ②		2		
バレエ・クラスⅠ①		2		
バレエ・クラスⅠ②		2		
バレエ・クラスⅡ①			2	
バレエ・クラスⅡ②			2	
バレエ・クラスⅢ①			2	
バレエ・クラスⅢ②			2	

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	バレエ・クラスⅣ①			2
	バレエ・クラスⅣ②			2
	バレエ・クラスⅤ①			2
	バレエ・クラスⅤ②			2
	バレエ・クラスⅥ①			2
	バレエ・クラスⅥ②			2
	バレエ実習Ⅰ①		2	
	バレエ実習Ⅰ②		2	
	バレエ実習Ⅱ①		2	
	バレエ実習Ⅱ②		2	
	バレエ実習Ⅲ①		2	
	バレエ実習Ⅲ②		2	
	バレエ実習Ⅶ②			2
	バレエ音楽演習			2
	バレエ音楽演習①		2	
	バレエ音楽演習②			2
	バレエ用語演習		1	
	公演実習①		1	
	公演実習②		1	
	ミュージカル史			2
	演劇史			2
	バレエ史		4	
	解剖学		4	
	動作学		4	
	栄養学演習			1
	舞踊心理学		4	
	バレエ指導法演習①			2
	バレエ指導法演習②			2
	舞踊譜演習			2
	舞台実習			2
	舞台衣裳製作法			2
	創作実技①		6	
	創作実技②		6	
	コンピュータ音楽Ⅰ		2	
コンピュータ音楽Ⅱ			2	
コンピュータ音楽概論			4	
ポピュラー実技Ⅰ①		6		
ポピュラー実技Ⅰ②		6		
ポピュラーピアノⅡ①		3		
ポピュラーピアノⅡ②		3		
ポピュラーピアノ演習①			2	
ポピュラーピアノ演習②			2	
インストゥルメンツⅡ①		3		
インストゥルメンツ演習①			2	
インストゥルメンツⅡ②		3		
インストゥルメンツ演習②		2		

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	作曲Ⅱ		3	
	ソングライティング演習①			2
	ソングライティング演習②			2
	バレエ実習Ⅳ①		2	
	バレエ実習Ⅳ②		2	
	バレエ実習Ⅴ①			2
	バレエ実習Ⅴ②			2
	バレエ実習Ⅵ①			2
	バレエ実習Ⅵ②			2
	バレエ実習Ⅶ①			2
	音楽産業概論Ⅰ			2
	音楽産業概論Ⅱ			2
	ステージマネージャー演習			1
	ダンス			2
	オーケストレーション			4
	作品研究			4
	コンピュータリテラシー			2
	音響機器演習Ⅰ			2
	音響機器演習Ⅱ			2
	音響機器演習Ⅲ			2
	録音制作Ⅰ			2
	録音制作Ⅱ			2
	録音制作Ⅲ			2
	デジタルミュージック概論			2
	映像の音楽			2
	ポピュラー演奏法①			2
	ポピュラー演奏法②			2
	コードプログレッション(ベーシック)			4
	コードプログレッション(アドバンス)			4
	リズムトレーニング			1
	イヤートレーニング			2
	ジャズ史			2
	スタジオレコーディング			1
	ライブ実習Ⅰ			1
	ライブ実習Ⅱ			1
	卒業ライブ			1
	ポピュラー作曲・編曲法			4
	ポピュラー作曲・編曲法①			4
	ポピュラー作曲・編曲法②			4
	ポピュラーアンサンブル①			2
	ポピュラーアンサンブル②			2
	サウンドクリエイト①			4
サウンドクリエイト②			4	
ポピュラー音楽概論			4	
ジャズ実技Ⅰ①			6	
ジャズ実技Ⅰ②			6	
ジャズアンサンブルⅠ①			2	

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	ジャズアンサンブルⅠ②		2	
	ジャズアンサンブルⅡ①		2	
	ジャズアンサンブルⅡ②		2	
	ジャズ演奏法①		2	
	ジャズ演奏法②		2	
	ポピュラー・ジャズピアノ演習①			2
	ポピュラー・ジャズピアノ演習②			2
	ジャズコンポジション			4
	パフォーマンズ①			1
	パフォーマンズ②			1
	日本伝統音楽演習Ⅰ			1
	日本伝統音楽演習Ⅱ			1
	鍵盤演奏表現Ⅰ		2	
	鍵盤演奏表現Ⅱ			2
	鍵盤演奏表現Ⅲ			2
鍵盤演奏表現Ⅳ			2	

(別表2) 教職に関する科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
教職論	2		中学校音楽科教育法
教育原理	2		
教育心理学	2		
学習指導論	2		
教科教育法(音楽)	4		
道徳指導法	2		
特別活動指導法	1		
生徒指導論	2		
教育相談法	2		
教職実践演習(中)	2		
教育実習	5		

(別表3の2) 図書館に関する科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
生涯学習概論 I	2		3科目のうち2科目を選択必修
図書館概論	2		
図書館制度・経営論	2		
図書館情報技術論	2		
図書館サービス概論	2		
情報サービス論	2		
児童サービス論	2		
情報サービス演習	2		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習	2		
図書館サービス特論		1	
図書・図書館史		1	
図書館実習		1	
音楽図書館特論	2		

(別表3) 社会教育主事(社会教育に関する科目)

科目の区分	授 業 科 目	単位数	
		必 修	選 択
社会教育に関する科目	生涯学習概論	4	
	社会教育計画	4	
	社会教育演習および実習	4	
	社会教育特講 I	4	
	社会教育特講 II	4	
	社会教育特講 III	4	

(別表4)

	金額(年額)	納入期限
入学金	125,000円	入学試験要項で指定する
授業料	1,340,000円	当該年度の4月20日
施設費	650,000円	
注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。		
注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。 第1期 4月20日まで 第2期 9月25日まで		
注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる。		
注4 長期履修学生の授業料・施設費は、長期履修期間に限り、年額に当該学科の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額とする		